証券コード　2338
平成28年５月９日

株　主　各　位

東京都新宿区四谷四丁目32番４号
株式会社ファステップス
代表取締役　　川　嶋　　誠

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年５月24日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. **日　　時**　平成28年５月25日（水曜日）午前10時（受付開始午前9時30分）
2. **場　　所**　東京都新宿区市谷本村町４番１号
　ホテルグランドヒル市ヶ谷　３階　翡翠の間
3. **目的事項**
　報告事項
　1. 第17期（平成27年３月１日から平成28年２月29日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　2. 第17期（平成27年３月１日から平成28年２月29日まで）計算書類報告の件

　決議事項
　第１号議案　定款一部変更の件
　第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
　第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
　第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
　第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

4. インターネット開示についてのご案内

当社は、法令及び当社定款第12条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項を当社ホームページ（http://www.fasteps.co.jp/）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

1. 連結計算書類の「連結注記表」
2. 計算書類の「個別注記表」

したがって、本添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（アドレス　http://www.fasteps.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

第17期　事　業　報　告

（自　平成27年３月１日
至　平成28年２月29日）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、輸出・生産面に減速の影響がみられるものの、政府による継続的な経済政策や金融政策の効果により、企業収益及び雇用環境など緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、米国の金融政策正常化が進む中、中国を中心とする新興国経済の成長減速が続き、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては経営基盤の強化や徹底したコスト管理を行い、全グループを挙げて生産性向上と原価低減に取り組みました。

この結果、当連結会計年度につきましては、売上高9,322百万円（前年同期比9.3%増）、営業利益144百万円（前年同期比245.0%増）となりました。経常損益につきましては、貸倒引当金繰入額153百万円を計上したことにより、経常利益22百万円（前年は経常損失97百万円）となり、また、子会社株式売却益359百万円、債権譲渡損215百万円を計上したことにより当期純利益21百万円（前年は当期純損失496百万円）となりました。

事業区分別の売上高は、以下のとおりであります。

(システムソリューション事業)

当事業におきましては、既存顧客に対してはシステム開発における追加提案・改修提案に努め、新規顧客開拓も積極的に展開しておりましたが、少額の案件受注が重なりました。その結果、売上高は296百万円（前年同期比23.0%減）、売上構成比は3.6%となりました。

セグメント利益（営業利益）は64百万円（前年同期比422.4%増）となりました。

(メディアソリューション事業)

当事業におきましては、強力な営業力をもってスポット売上と一般売上に関して、売上実績が予想以上に増加いたしました。その結果、売上高は7,916百万円(前年同期比8.3%増)、売上構成比は84.5%となりました。

セグメント利益(営業利益)は203百万円（前年同期比9.3%減）となりました。

(コストマネジメント事業)

当事業におきましては、利益向上の為、仕入の見直しを行い経費削減に努めましたが、前期同様減少傾向が続いております。その結果、売上高は272百万円（前年同期比7.3%減)、売上構成比は3.0%となりました。

セグメント損失(営業損失)は24百万円（前年はセグメント損失18百万円）となりました。

（シェイプファンデ事業)

当事業におきましては、新商品導入による売上の増加に注力し、エステサロンに関しては新規顧客開拓と販路拡大策を積極的に展開いたしました。その結果、売上高は575百万円（前年同期比13.6%増)、売上構成比は6.2%となりました。

セグメント利益(営業利益)は42百万円（前年はセグメント損失68百万円）となりました。

(アイラッシュケア事業)

当事業におきましては、アイラッシュ（まつげエクステンション）サロンに特化した商材卸事業、教育事業を展開するアイラッシュケア事業を営むエムアンドケイ株式会社グループを子会社化した以降、今後の成長が見込まれるアイラッシュ市場に本格進出し、事業内容の見直しを行い更なる改善・向上に努めてまいりました。その結果、売上高は225百万円となり、売上構成比は2.4%となりました。

セグメント利益（営業利益）は12百万円となりました。なお、アイラッシュケア事業は第３四半期連結会計期間に新設されたため、前年同期比較は記載しておりません。

(2) 重要な設備投資等の状況

該当事項はありません。

(3) 重要な資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの中長期的な経営戦略を実践するにあたっては、継続的な人材の確保と販売力の強化が大きな課題となっております。人材の確保については、社外のパートナーとの協業や、恒常的な人材募集広告や人材紹介サービスの活用により優秀な人材を採用することに全社的に取り組むとともに、社内教育を充実させることにより、より一層の人材教育を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも相変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区　　分	第14期 平成25年２月期	第15期 平成26年２月期	第16期 平成27年２月期	第17期 (当連結会計年度) 平成28年２月期
売　　上　　高（千円）	5,501,407	5,615,404	8,532,940	9,322,673
経常利益又は経常損失（△）（千円）	153,192	△141,387	△97,880	22,873
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	77,332	△92,371	△496,652	21,645
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)　（円）	27.19	△32.48	△166.21	6.55
総　　資　　産（千円）	3,208,666	3,161,929	3,443,115	4,842,349
純　　資　　産（千円）	1,664,848	1,532,999	1,281,627	1,360,120
１株当たり純資産額　（円）	382.73	352.56	207.23	210.53

（注）　平成25年１月11日開催の取締役会決議に基づき、平成25年３月１日付で行った株式分割は、第14期の期首に行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	議決権の比率	主な事業内容
株式会社ピーアール・ライフ	10,000千円	51.0%	メディアソリューション事業
TMプランニング株式会社	75,000千円	100.0%	コストマネジメント事業
ジャパンアシュアランス株式会社	30,000千円	100.0%	コールセンター事業
エムアンドケイ株式会社	60,265千円	100.0%	アイラッシュケア事業
Plurecil Holdings Limited	10万香港ドル	100.0%	

（注）平成27年11月１日付のエムアンドケイ株式会社の株式取得及びPlurecil Holdings Limitedの出資持分の取得により、両社は当社の完全子会社となりました。
連結子会社であった株式会社ライフプランニング及び株式会社ＮＳＦは、平成28年２月29日付で保有株式の全部を売却したことに伴い、連結子会社から除外しております。

③　事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成28年２月29日現在）

事業区分	主要サービス
システムソリューション事業	コンサルティング、システムインテグレーション、ソフトウェア開発、ソフトウェアプロダクト販売
メディアソリューション事業	広告業務取扱い及び広告表現に関する企画・制作
コストマネジメント事業	物流業務全般に関する請負業務及びコンサルティング業務
アイラッシュケア事業	まつげエクステンションサロン運営、まつげエクステンションスクール運営、化粧品の販売

(8) 主要な営業所（平成28年２月29日現在）

① 本社　　東京都新宿区四谷四丁目32番４号

② 子会社

株式会社ピーアール・ライフ	東京都台東区
TMプランニング株式会社	東京都新宿区
ジャパンアシュアランス株式会社	東京都新宿区
エムアンドケイ株式会社	東京都目黒区
Plurecil Holdings Limited	中国･香港

(9) 従業員の状況（平成28年２月29日現在）

① 企業集団の従業員数

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
129名	69名増

（注）1. 上記人数は、就業人数であり、臨時雇用者11名は含まれていません。
2. 前事業年度末に比べ従業員数が69名増加しておりますが、主としてエムアンドケイ株式会社、Plurecil Holdings Limitedが連結子会社となったことによるものであります。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
12名	1名減	38.9歳	5.0年

（注）　従業員数は、従業員兼務役員２名は含まれていません。

(10) 主要な借入先

株式会社ピーアール・ライフの主要な借入先の状況（平成28年２月29日現在）

借　入　先	借　入　額
朝日信用金庫	386百万円
株式会社りそな銀行	308百万円
株式会社みずほ銀行	300百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（平成28年２月29日現在）

(1) 発行可能株式総数 11,500,000株

(2) 発行済株式の総数 3,343,500株

(3) 株主数 1,454名

(4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社アクセル	477,000株	14.4%
株式会社トラスライド	461,000株	13.9%
川嶋　誠	115,000株	3.5%
福松博史	115,000株	3.5%
清水武志	100,000株	3.0%
MONEX BOOM SECURITIES (H.K) LIMITED-CLIENTS'ACCOUNT	57,500株	1.7%
CBHK-PHILLIP SEC (HK) LTD-CLIENT MASTER	57,200株	1.7%
立花証券株式会社	55,500株	1.7%
株式会社ＳＢＩ証券	49,500株	1.5%
児玉真理子	47,600株	1.4%

（注） 当社は、自己株式38,400株を保有しております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

平成25年５月30日開催の定時株主総会の決議によるもの

（平成28年２月29日現在）

・新株予約権の数　250個

・目的となる株式の種類及び数　普通株式　25,000株

・新株予約権の発行価額　無償

・新株予約権の行使期間　平成27年７月25日から平成35年７月24日まで

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	250個	普通株式　25,000株	３名
社外取締役	―	―	―
監査役	―	―	―

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	川嶋　誠	株式会社ベルウッド代表取締役 エムアンドケイ株式会社代表取締役
取締役	清水武志	TMプランニング株式会社代表取締役 株式会社JDコーポレーション代表取締役
取締役	村山雅経	管理部長
取締役	石橋雄一	ソリューション開発事業部統括マネージャー
常勤監査役	茂木康生	
監査役	松山昌司	あすなろ監査法人代表社員
監査役	堤田健二	堤田税務会計事務所所長

(注) 1. 監査役茂木康生氏、松山昌司氏及び堤田健二氏は、社外監査役であります。
2. 監査役松山昌司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、茂木康生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役堤田健二氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款において、社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、当社は社外監査役の全員との間で責任限定契約を締結しておりません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役３名　　16,800千円
監査役３名　　5,400千円（うち社外監査役３名 5,400千円）

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年５月８日開催の第８回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年５月８日開催の第８回定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。
4. 上記のほか社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は300千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者の兼職状況

区　分	氏　　名	兼職先	兼職内容	当該兼職先との関係
監査役	松　山　昌　司	あすなろ監査法人	代表社員	当社と兼職先の間に重要な取引はありません。
監査役	堤　田　健　二	堤田税務会計事務所	所長	当社と兼職先の間に重要な取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	主な活動状況
監　査　役	茂　木　康　生	当期開催の取締役会20回全てに出席し、また、当期開催の監査役会４回全てに出席し、必要に応じ適宜発言を行なっております。
監　査　役	松　山　昌　司	当期開催の取締役会20回全てに出席し、また、当期開催の監査役会４回全てに出席し、必要に応じ適宜発言を行なっております。
監　査　役	堤　田　健　二	当期開催の取締役会20回のうち17回に出席し、また、当期開催の監査役会４回全てに出席し、必要に応じ適宜発言を行なっております。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役を置くことの有益性を認識し、これまでも適任者の人選を行っておりましたが、適任者を確保するには至らず、その様な状況下であえて不適格な人材を形式的に社外取締役に選任した場合、当社の不利益となり得ると判断したため、社外取締役を選任しておりませんでした。

しかしながら、取締役会の監督機能の強化及びコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的として、会社法改正に伴い新たに設けられた監査等委員会設置会社に移行することにより、監査等委員である社外取締役を複数名選任する議案を平成28年５月25日開催予定の第17回定時株主総会に上程いたします。

(5) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称　　仁智監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である仁智監査法人は、会社法第427条第１項の契約を締結しており、当該契約の内容の概要は次のとおりです。

悪意又は重大な過失があった場合を除き、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度となります。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの事由に該当する場合は、監査役全員の同意による監査役会の決議により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において解任の旨及びその理由を報告いたします。

上記のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、当社監査役会は、その事実に基づき検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、その旨を株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(6) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．役職員が法令、定款及び社内規程を遵守し、誠実に行動し、業務遂行するために、取締役会は全職員を対象とするコンプライアンス基本規程を制定する。

ロ．コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置する。

ハ．コンプライアンスの推進については、コンプライアンス基本規程に基づき、教育・研修会を適宜開催する。

ニ．当社の役職員が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合は、コンプライアンス委員会に通報する制度を設ける。

ホ．当社及び当社グループは、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的勢力に対しては、一切の取引を行わず、組織的な対応を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役の職務の執行及び意思決定に係る情報の記録や文書は、保存及び廃棄等の管理方法を法令及び文書管理規程に基づき、適切に管理し、関連規程は必要に応じて適宜見直し、改善を図る。

ロ．取締役、監査役及び会計監査人から閲覧要請があった場合は、速やかに対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理は、社長が対策責任者となる担当取締役を任命し、必要に応じ委員会やプロジェクトチームを設置しリスクを管理する。経営上のリスクを総合的に分析、把握を行い、顧問弁護士等外部アドバイザーと共に対応を行い、そのリスクの軽減に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定を行うと共に、更に迅速な意思決定が必要な場合は、臨時取締役会を適宜開催し、取締役会規程に基づく職務権限及び意思決定に適正かつ効率的に職務を執行することとする。

⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ．当社の子会社については、グループ運営体制を整備すると共にグループ管理体制を構築し、グループ会社に対して監査及び経営指導を行い、業務の適正を確保する体制を整備する。

ロ．主要な子会社の取締役又は監査役は当社から派遣し、法令及び社内規程

に基づき、経営管理、経営指導にあたる。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．監査役が監査職務を補助すべき使用人を必要とした場合は、適切な人材を配置する。

ロ．当該使用人は取締役から独立して機能し、人事考課、人事異動は監査役の同意を得た上で決定する。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

イ．監査役は、重要な意思決定の過程及び取締役の職務執行状況を把握するため、取締役会に出席する他、経営会議、その他重要な会議に出席し、意見を述べることが出来る。

ロ．取締役及び使用人は会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実や、重大な法令違反又は定款違反の事実が発生したときは直ちに監査役会へ報告する。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

ロ．取締役は、監査役の職務執行にあたり、監査役が必要と認めたときは、監査法人、顧問弁護士等と緊密な連携を図ることが出来る環境を整備する。

⑨　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他の関係法令等の適合性を確保する体制を整備するものとする。

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務執行

当社の取締役会は、取締役４名で構成し、原則月１回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営環境の変化に対応した迅速な意思決定をするとともに、業務執行の決定、取締役間の意思疎通を図り、相互に職務執行の監督を行いました。また、社外監査役３名が出席しており、取締役の監督をすると共に適宜、意見を述べております。

② 監査役の職務執行

当社の監査役会は、監査役３名全員が社外監査役で、うち１名が常勤監査役であり、取締役会の他、重要な会議にも参加し、取締役の職務執行に適切な監視をできる体制をとっております。会計監査人とも連携し、内部統制の整備運用状況や会計監査についても意見交換を行っております。

③ グループ管理体制

子会社の取締役又は監査役を兼任した当社の取締役等が、当該子会社の取締役会の他、重要な会議に出席し、業務執行状況の監督実施を行い、子会社の取締役が、当社の取締役会及び経営会議に出席し、子会社の職務執行状況について報告を行っております。

④ コンプライアンスの状況

「ＦＳＴＰグループ企業倫理法令遵守規範」やその他の社内規則・規程は、常に社内で閲覧可能な状態にあり、法令順守した適正な業務活動を行うよう、すべての新入社員及び中途採用社員に対して教育指導等を実施いたしました。

また、コンプライアンスに抵触する事態の発生の早期発見、早期解決に取り組むため、当社は「内部通報規程」により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

⑤ リスク管理体制

「リスク管理規程」を定め、必要に応じて「リスク管理委員会」を設置し、事業上のリスク管理に関する方針の決定ならびにリスク管理体制の整備、構築を行っております。

また、重大な危機が生じた場合には、社長を統括責任者とする危機対策本部を設置し、迅速な初動態勢をとるとともに機動的かつ適切な対策を策定、実行する

ものとしております。

⑥　内部監査の実施について

内部監査担当チームが作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しております。

(8) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

（注）　この事業報告における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成28年２月29日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**3,398,370**	**流動負債**	**2,443,649**
現金及び預金	2,178,353	買掛金	1,020,206
受取手形及び売掛金	780,546	短期借入金	804,000
商品及び製品	110,376	１年内返済予定の長期借入金	239,292
仕掛品	19,384	未払法人税等	61,611
繰延税金資産	7,090	その他	318,539
その他	317,046	**固定負債**	**1,038,580**
貸倒引当金	△14,427	長期借入金	271,547
固定資産	**1,443,979**	長期未払金	403,744
有形固定資産	**38,025**	退職給付に係る負債	14,864
建物及び構築物	34,412	役員退職慰労引当金	339,659
その他	3,612	その他	8,764
無形固定資産	**913,920**	**負債合計**	**3,482,229**
のれん	851,644	**純資産の部**	
その他	62,276	**株主資本**	**693,582**
投資その他の資産	**492,033**	**資本金**	**1,071,390**
投資有価証券	118,457	**資本剰余金**	**663,414**
長期貸付金	471,339	**利益剰余金**	**△982,227**
破産更生債権等	166,258	**自己株式**	**△58,994**
その他	187,504	**その他の包括利益累計額**	**2,227**
貸倒引当金	△451,526	**その他有価証券評価差額金**	**2,279**
		為替換算調整勘定	**△51**
		新株予約権	**6,305**
		少数株主持分	**658,005**
		純資産合計	**1,360,120**
資産合計	**4,842,349**	**負債純資産合計**	**4,842,349**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　平成27年３月１日
至　平成28年２月29日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**9,322,673**
売上原価		**7,854,905**
売上総利益		**1,467,768**
販売費及び一般管理費		**1,322,829**
営業利益		**144,938**
営業外収益		
受取利息	5,998	
受取配当金	2,892	
受取賃貸料	33,022	
その他	21,875	63,789
営業外費用		
支払利息	10,630	
為替差損	2,406	
賃貸費用	18,843	
貸倒引当金繰入額	153,181	
その他	793	185,855
経常利益		**22,873**
特別利益		
負ののれん発生益	7,386	
子会社株式売却益	359,790	367,176
特別損失		
固定資産売却損	948	
債権譲渡損	215,999	
その他	881	217,829
税金等調整前当期純利益		**172,220**
法人税、住民税及び事業税	74,282	
法人税等調整額	1,620	75,902
少数株主損益調整前当期純利益		**96,318**
少数株主利益		**74,673**
当期純利益		**21,645**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　平成27年３月１日
至　平成28年２月29日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,071,390	663,414	△1,003,873	△58,994	671,937
当期変動額					
当期純利益			21,645		21,645
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	21,645	－	21,645
当期末残高	1,071,390	663,414	△982,227	△58,994	693,582

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	12,963	－	12,963	4,991	591,734	1,281,627
当期変動額						
当期純利益						21,645
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△10,684	△51	△10,736	1,313	66,270	56,847
当期変動額合計	△10,684	△51	△10,736	1,313	66,270	78,493
当期末残高	2,279	△51	2,227	6,305	658,005	1,360,120

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年４月15日

株式会社ファステップス

取締役会　御中

仁智監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　山口高志　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　來嶋真也　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ファステップスの平成27年３月１日から平成28年２月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファステップス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成27年３月１日から平成28年２月29日までの第17期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人仁智監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年４月18日

株式会社ファステップス　監査役会

常勤監査役　茂　木　康　生　㊞

監　査　役　松　山　昌　司　㊞

監　査　役　堤　田　健　二　㊞

（注）　監査役茂木康生、松山昌司、堤田健二は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以上

貸 借 対 照 表

（平成28年２月29日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**138,103**	**流動負債**	**375,604**
現金及び預金	42,708	買掛金	23,521
売掛金	51,576	関係会社短期借入金	100,000
商品及び製品	845	1年以内返済予定の関係会社長期借入金	100,000
仕掛品	19,384	未払金	111,149
前渡金	1,945	未払法人税等	998
前払費用	1,292	前受金	98
短期貸付金	9,600	預り金	2,049
未収入金	19,753	債務保証損失引当金	32,377
その他	1,470	その他	5,410
貸倒引当金	△10,473	**固定負債**	**1,274,864**
固定資産	**2,525,194**	関係会社長期借入金	860,000
有形固定資産	**6,966**	長期未払金	400,000
建物	3,556	退職給付引当金	14,864
車両運搬具	51	**負債合計**	**1,650,469**
工具、器具及び備品	3,357	**純資産の部**	
無形固定資産	**3,354**	**株主資本**	**1,006,523**
ソフトウェア	3,278	**資本金**	**1,071,390**
その他	76	**資本剰余金**	**663,414**
投資その他の資産	**2,514,873**	資本準備金	87,590
関係会社株式	2,511,730	その他資本剰余金	575,824
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	94,000	**利益剰余金**	**△669,287**
長期貸付金	149,800	繰越利益剰余金	△669,287
差入保証金	2,258	**自己株式**	**△58,994**
破産更生債権等	84,918	**新株予約権**	**6,305**
貸倒引当金	△327,833	**純資産合計**	**1,012,828**
資産合計	**2,663,297**	**負債純資産合計**	**2,663,297**

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成27年３月１日
至　平成28年２月29日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		336,758
売　　上　　原　　価		227,350
売　　上　　総　　利　　益		109,407
販売費及び一般管理費		145,244
営　　業　　損　　失		35,836
営　　業　　外　　収　　益		
受　　取　　利　　息	8,230	
雑　　収　　入	37	8,267
営　　業　　外　　費　　用		
支　　払　　利　　息	9,554	
為　　替　　差　　損	15	
貸　倒　引　当　金　繰　入	158,933	168,503
経　　常　　損　　失		196,072
特　　別　　利　　益		
子会社株式等売却による利益	18,888	18,888
税引前当期純損失		177,183
法人税、住民税及び事業税	△15,208	△15,208
当　　期　　純　　損　　失		161,975

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成27年３月１日
至　平成28年２月29日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,071,390	87,590	575,824	663,414
当期変動額				
当期純損失				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	1,071,390	87,590	575,824	663,414

（単位：千円）

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	△507,311	△507,311	△58,994	1,168,498	4,991	1,173,489
当期変動額						
当期純損失	△161,975	△161,975		△161,975		△161,975
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					1,313	1,313
当期変動額合計	△161,975	△161,975	－	△161,975	1,313	△160,661
当期末残高	△669,287	△669,287	△58,994	1,006,523	6,305	1,012,828

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年４月15日

株式会社ファステップス

取締役会　御中

仁智監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　山口高志　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　來嶋真也　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ファステップスの平成27年３月１日から平成28年２月29日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年３月１日から平成28年２月29日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仁智監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年４月18日

株式会社ファステップス　監査役会

常勤監査役　茂　木　康　生　㊞

監　査　役　松　山　昌　司　㊞

監　査　役　堤　田　健　二　㊞

（注）　監査役茂木康生、松山昌司、堤田健二は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以上

以上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．　提案の理由

①　当社は、取締役会の監督機能をより強化することでコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図り、経営の透明性と健全性を高めることを目的として、平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の追加並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

②　会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第38条第２項を変更案第34条第２項のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

③　現行定款において規定している監査役の責任免除に関する規定につきましては、監査等委員会設置会社への移行後もその効力を維持することができるよう附則に経過的な措置を新設するものであります。

④　その他、条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更につきましては本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

２．　変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関）	（機　関）
第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人	第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査等委員会 （削　除） ３．会計監査人
第５条～第７条　（条文省略）	第５条～第７条　（現行どおり）
（基準日）	（基準日）
第８条　当会社は、毎年２月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度末日の定時株主総会において権利を行使することが出来る株主とする。	第８条　当会社は、毎年２月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度末日の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
２．　（条文省略）	２．　（現行どおり）
第９条～第13条　（条文省略）	第９条～第13条　（現行どおり）
（決議の方法）	（決議の方法）
第14条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。	第14条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。
２．　（条文省略）	２．　（現行どおり）
（議決権の代理行使）	（議決権の代理行使）
第15条　株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。	第15条　株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

現行定款	変更案
2．　（条文省略）	2．　（現行どおり）
第16条　（条文省略）	第16条　（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（員　数） 第17条　当会社の取締役は、10名以内とする。	（員　数） 第17条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
（新　設）	2．　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。
（選任方法） 第18条　取締役は、株主総会において選任する。	（選任方法） 第18条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2．　（条文省略）	2．　（現行どおり）
3．　（条文省略）	3．　（現行どおり）
（新　設）	4．　法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
（新　設）	5．　前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

現行定款	変更案
（任　期） 第19条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任　期） 第19条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	２．　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２．　補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	３．　補欠または増員として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
（新　設）	４．　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現行定款	変更案
第20条　（条文省略）	第20条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知）	（取締役会の招集通知）
第21条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第21条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
（代表取締役および役付取締役）	（代表取締役および役付取締役）
第22条　取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。	第22条　取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
２．取締役会は、その決議により、取締役社長1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	２．取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長１名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

現行定款	変更案
（取締役会の決議方法） 第23条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。	（取締役会の決議方法） 第23条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。
２．　（条文省略）	２．　（現行どおり）
	（重要な業務執行の決定の委任） 第24条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。
（新　設）	
（取締役会の議事録） 第24条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（取締役会の議事録） 第25条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
第25条　（条文省略）	第26条　（現行どおり）
（報　酬　等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。	（報　酬　等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

現行定款	変更案
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査等委員会
（員　数） 第27条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削　除）
（選任方法） 第28条　監査役は、株主総会において選任する。	（削　除）
２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の１以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）
３．当会社は、会社法第329条第２項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。	（削　除）
４．前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。	（削　除）
（任　期） 第29条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（削　除）

現行定款	変更案
２．　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。	（削　除）
（常勤の監査役） 第30条　監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。	（削　除）
（監査役会の招集通知） 第31条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。 ２．　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第28条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。 ２．　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
（監査役会の決議方法） 第32条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。	（監査等委員会の決議方法） 第29条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数で行う。
（監査役会の議事録） 第33条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（監査等委員会の議事録） 第30条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびに法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

現行定款	変更案
（監査役会規程） 第34条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査等委員会規程） 第31条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（報　酬　等） 第35条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。	（削　除）
第６章　　会計監査人	第６章　　会計監査人
第36条～第37条　（条文省略）	第32条～第33条　（現行どおり）
第７章　　取締役、監査役および会計監査人の責任免除	第７章　　取締役および会計監査人の責任免除
（損害賠償責任の一部免除） 第38条　当会社は取締役会の決議をもって取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。	（損害賠償責任の一部免除） 第34条　当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。
２．当会社は社外取締役、社外監査役および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。 ただし、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。	２．当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。 ただし、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。

現行定款	変更案
第８章　　計　　算	第８章　　計　　算
第39条～第42条　　（条文省略）	第35条～第38条　（現行どおり）
	附　則
	（監査役の責任免除に関する経過措置）
（新　設）	１．　当会社は、取締役会の決議をもって、第17回定時株主総会終結前の行為に関し、監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。
（新　設）	２．　第17回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第２項の定めるところによる。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、取締役全員（４名）は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	川嶋　誠（かわしま　まこと） （昭和43年２月９日生）	平成10年７月　㈱ベルウッド代表取締役（現任） 平成17年８月　モバイル・コマース・ソリューション㈱代表取締役 平成19年２月　当社代表取締役（現任） 平成28年４月　エムアンドケイ㈱代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱ベルウッド 代表取締役 エムアンドケイ㈱ 代表取締役	115,000株
2	村山雅経（むらやま　まさのり） （昭和41年８月30日生）	平成８年２月　㈱リムネット入社 平成12年８月　㈱ディーエス・インタラクティブ（現㈱Xenlon）入社 平成16年６月　当社入社 平成17年３月　当社ビジネスサポートグループマネージャー 平成18年５月　当社取締役ビジネスサポートグループ統括マネージャー 平成19年５月　当社取締役管理部長（現任）	500株
3	石橋雄一（いしばし　ゆういち） （昭和43年７月18日生）	平成15年４月　キャル㈱入社 平成19年５月　当社入社 平成25年３月　当社ソリューション開発事業部システム営業部統括マネージャー 平成25年５月　当社取締役ソリューション開発事業部システム営業部統括マネージャー 平成27年３月　当社取締役ソリューション開発事業部統括マネージャー（現任）	2,200株
4	※ 髙橋秀行（たかはし　ひでゆき） （昭和35年２月４日生）	平成17年２月　㈱プラスクリエイト取締役営業部長 平成21年４月　㈱JDコーポレーション専務取締役営業部長 平成23年10月　TMプランニング㈱取締役事業部長（現任）	-株

（注）１．各候補者と当社の間にはいずれも特別の利害関係はありません。
２．※印は、新任の取締役候補者であります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	※ 松山昌司（まつやま　しょうじ） （昭和48年５月４日生）	平成９年10月　朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入所 平成13年４月　公認会計士　登録 平成18年７月　松山公認会計士事務所開設（現任） 平成19年８月　あすなろ監査法人設立　代表社員（現任） 平成20年６月　ぷらっとホーム㈱ 監査役（現任） 平成21年５月　当社監査役（現任） 平成21年６月　セブンシーズホールディングス㈱ 監査役（現任） 平成28年１月　㈱ジー・スリーホールディングス 取締役（現任） （重要な兼職の状況） あすなろ監査法人　代表社員	－株
2	※ 堤田健二（つつみだ　けんじ） （昭和24年11月16日生）	昭和45年９月　田辺税務会計事務所（現小川税務会計事務所）入所 昭和53年５月　税理士　登録 昭和55年２月　堤田税務会計事務所開設　所長（現任） 平成26年５月　当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 堤田税務会計事務所　所長	－株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	※ 山田　奨（やまだ　まさと） （昭和51年10月６日生）	平成13年10月　朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入所 平成17年４月　公認会計士　登録 平成20年７月　野村證券㈱引受審査部　出向 平成23年１月　有限責任 あずさ監査法人　帰任 平成26年12月　有限責任 あずさ監査法人　退任 ㈲山田総合事務所　代表取締役（現任） 平成27年１月　山田奨公認会計士事務所設立　代表（現任） 平成27年４月　税理士　登録 山田奨税理士事務所設立　代表（現任） 平成28年３月　アプリックスIPホールディングス㈱監査役（現任） （重要な兼職の状況） ㈲山田総合事務所　代表取締役 山田奨公認会計士事務所　代表 山田奨税理士事務所　代表	－株

（注）1.　各候補者と当社の間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2.　候補者松山昌司、堤田健二、山田奨の３氏は社外取締役候補者であります。
3.　社外取締役候補者の選任理由は、以下のとおりであります。
(1) 松山昌司氏につきましては、社外監査役となること以外の方法で、直接経営に関与した経験はありませんが、公認会計士の資格を有し、公認会計士事務所を開設し、会社経理に関する豊富な経験と見識を持ち、当社の経営に対して適切な指導及び監査をしていただけるものと判断しました。
(2) 堤田健二氏につきましては、社外監査役となること以外の方法で、直接経営に関与した経験はありませんが、税理士の資格を有し税理士事務所を開設し、会社経理に関する豊富な経験と見識を持ち、当社の経営に対して適切な指導及び監査をしていただけるものと判断しました。
(3) 山田奨氏につきましては、直接経営に関与した経験はありませんが、公認会計士の資格を有し、公認会計士事務所を開設し、会社経理に関する豊富な経験と見識を持ち、当社の経営に対して適切な指導及び監査をしていただけるものと判断しました。
4.　社外取締役候補者である松山昌司氏、堤田健二氏及び山田奨氏が原案どおり選任された場合には、当社は会社法第427条第１項の規定に基づき、各氏との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額（最低責任限度額）となります。
5.　※は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は第1号議案の「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
清水（しみず）　努（つとむ） （昭和41年10月28日生）	平成５年４月　東京メトロポリタンコンサルティンググループ㈱入社 平成５年７月　税理士　登録 平成８年８月　清水税理士事務所開設 平成13年６月　㈱C Cubeコンサルティング設立　代表取締役（現任） 平成20年10月　税理士法人C Cube設立　代表社員（現任） （重要な兼職の状況） ㈱C Cubeコンサルティング 代表取締役 税理士法人C Cube 代表社員	－株

（注）1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 清水努氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 清水努氏につきましては、直接経営に関与した経験はありませんが、税理士の資格を有し税理士事務所を開設した経歴や、会社経理に関する豊富な経験と見識を持ち、当社の経営に対して適切な指導及び監査をしていただけるものと判断しました。
4. 清水努氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同氏との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額（最低責任限度額）となります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成19年５月23日開催の第８回定時株主総会において年額100百万円以内、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額を年額100百万円以内とご承認いただき、現在に至っておりますが、当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めに代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額100百万円以内、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額を年額100百万円以内と定めること、ならびに各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第１号議案及び第２号議案が原案どおり承認可決されますと取締役（監査等委員である取締役を除く。）は４名となります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額10百万円以内、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額を年額10百万円以内と定めること、ならびに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

第１号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとします。

以　上

〈メ　モ　欄〉

第17回定時株主総会会場ご案内図

東京都新宿区市谷本村町４番１号
ホテルグランドヒル市ヶ谷　３階　翡翠の間
電話（03）3268－0111（代表）

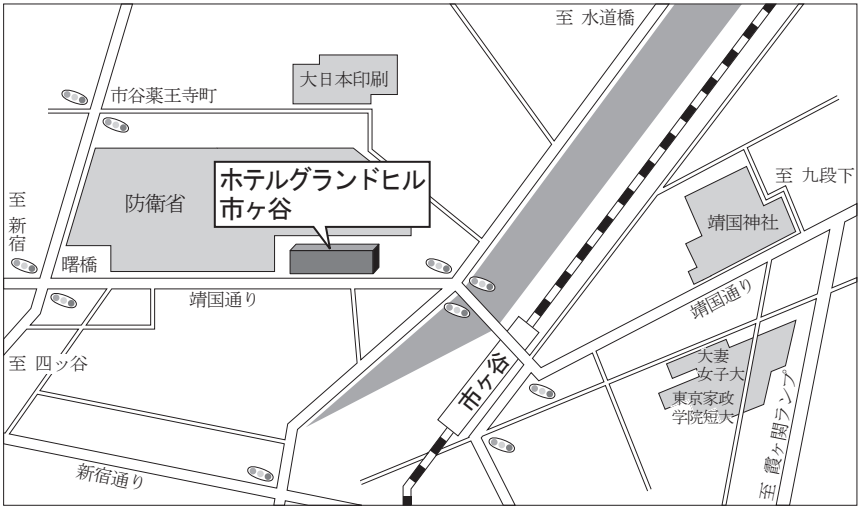

最寄駅　JR総武線・地下鉄　有楽町線・南北線・新宿線「市ヶ谷駅」
徒歩３分
JR総武線・中央線・地下鉄　丸ノ内線・南北線「四谷駅」
徒歩10分